

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 20 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて」のまとめについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱い
については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基
準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局総務
課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

今般、これまでお示ししてきた「新型コロナウイルス感染症に係る介護サー
ビス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」について、まとめたペー
ジを厚生労働省 HP 上に掲載（下記リンク）いたしましたので、管内市町村、
サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

記

- 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨
時的な取扱いについて」のまとめページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.ht
ml](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html)